

全日本吹奏楽コンクール四国支部大会B部門審査内規

- 第1条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール四国支部B部門実施規定第18条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は7人とし、各県理事長より推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 第3条 判定委員会は、理事会がこれにあたる。
2 集計委員会は各県第一事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。
- 第4条 B部門は、演奏の「技術」と「表現」の2項目についてA～Eの5段階で評価し、上下カットを行う。ただし、AとB、BとC、CとD、DとEの中間の評価をする場合もある。
2 審査結果の集計は、理事長より委嘱された集計委員がこれにあたり、次の数値に換算して集計する。
- | | |
|--------|--------|
| A | 10点 |
| ・AとBの間 | 9点 |
| B | 8点 |
| ・BとCの間 | 7点 |
| C | 6点(中位) |
| ・CとDの間 | 5点 |
| D | 4点 |
| ・DとEの間 | 3点 |
| E | 2点 |
- 第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。
- 第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて審査員の意見を聞き、賞を決定する。金賞団体のうち最高位の団体は最優秀賞としてトロフィーを贈る。
- 第7条 次の項目に違反の場合は理事長がこれを確認した上で失格とし、審査の対象としない。
(1) 演奏時間の違反。
(2) 演奏者の資格違反。
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合。
(4) 曲目(編曲等)・出演者数・使用楽器などによる違反。
- 第8条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。
- 第9条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。
- 第10条 この内規は、平成11年4月29日より施行する。
- ※平成21年4月29日の総会にて第2、4、5、8条を改定する。
※平成28年4月29日の総会にて第2、3、4条を改定する。
※平成30年4月29日の総会にて第3、4、5条を改定する。